

事務用電子計算機システム運用維持管理業務 パブリックコメントにおける意見への対応

(意見招請期間:平成30年10月5日(金)～平成30年10月15日(月))

連番	頁番号	項番号及びタイトル	該当記載内容	意見内容/記載変更案	修正の有無	意見への対応及び修正内容
1	P5	2.8 成果物 (1)成果物の内容	原則として、媒体の種類は、CD-R又はDVD-Rとし、ファイル形式Word(doc又はdocx形式)又はExcel(xls又はxlsx形式)とし、発注者の使用しているOffice2010で読み書き可能な形式とすること。	「Office2010」の部分ですが、当該ソフトウェアは本件役務期間中の2020年1月にサポートが終了致します。このため、「Office2010及びその後継バージョンで読み書きが可能な形式とすること。」の方が好適かと存じます。	有	仕様書を修正いたします。 (修正後) 原則として、媒体の種類は、CD-R又はDVD-Rとし、ファイル形式Word(doc又はdocx形式)又はExcel(xls又はxlsx形式)とし、発注者の使用しているOffice2010及びその後継バージョンで読み書き可能な形式とすること。
2	P16	4.1 運用体制 (2) 作業者の業務実績・資格要件 ア	本システムと同等規模以上のシステムの運用管理支援業務に関与した経験を有すること。	「本システムと同等規模以上のシステム運用管理支援業務に通算で2年以上関与した経験を有すること。」に変更されてはいかがでしょうか。	有	業務遂行能力の担保のため仕様書を修正いたします。 (修正後) 本システムと同等規模以上のシステム運用管理支援業務に通算で2年以上関与した経験を有すること。
3	P17	4.1 運用体制 (2) 作業者の業務実績・資格要件 カ	基本情報技術者の資格を有すること。	「常駐する技術者は情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第29条第1項の規定に基づき経済産業大臣が実施する情報処理技術者試験において「基本情報技術者試験」に合格したものであること。」に変更されてはいかがでしょうか。	有	仕様書を修正いたします。 (修正後) 常駐する技術者は情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第29条第1項の規定に基づき経済産業大臣が実施する情報処理技術者試験において「基本情報技術者試験」に合格したものであること。
4	P21	5.7 応札条件	-	(2)として、「本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだ品質マネジメントシステムについて、ISO9001に基づく認証を取得していること。」を加えるのはいかがでしょうか。	無	本業務を実施するうえで、ISO9001に基づく認証を取得していることは、必ずしも必須要件ではないため、競争性確保の観点から仕様書に追記いたしません。
5	P21	5.7 応札条件	-	(3)として、「本業務を実施する組織・部署において、情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)に基づく「情報処理安全確保支援士」を配置し、定期的に作業者に対して情報セキュリティ教育を実施する体制を確立すること。」を加えるのはいかがでしょうか。	無	本業務を実施するうえで、情報処理安全確保支援士を配置することは、必ずしも必須要件ではないため、競争性確保の観点から仕様書に追記いたしません。